

令和 6 年度

# 北本市子どもの権利擁護委員 活動報告書

(案)



北本市子どもの権利擁護委員



## はじめに

北本市子どもの権利擁護委員  
代表擁護委員 原田 茂喜



世界を見まわしますと、いまだ多くの地域で戦争や紛争が続いています。直接的に戦っている兵士や軍隊の犠牲者だけでなく、一般市民、特に子どもたちに大きな影響を与えています。子どもたちは、避難生活を強いられ、教育や健康、そして、基本的人権が著しく侵害されています。

日本は、現在、直接的な戦争の危険にさらされていないので、大丈夫かというところを決してそうではありません。

日本で続く物価高は、こういった戦争や紛争の間接的な影響の一端を受けたものです。それに関連し、近年の物価高の余波として、貧困も無視することはできません。令和3年の調査では、子どもの相対的貧困率は11.5%、ひとり親世帯の相対的貧困率は44.5%となりました。実にひとり親世帯の子どもの半数近くが困窮に直面していることになります。

また、出生率の低下も深刻な課題となっています。令和6年は、出生数が約68万人、合計特殊出生率は1.15でいずれも前年を下回りました。

一方、令和5年度の虐待相談の対応件数は、前年度より10,666件増え、225,509件にのぼり、残念ながら年々増加の一途をたどっています。子どもの数が少なくなっているため、目が行き届きやすい環境が整ってきているのに虐待が増え続けています。このような問題をどうやって解消するのか。問題の本質は多岐にわたり複雑化しており、解は一つではない非常に難しい問題です。

しかし、私たちにもできることがあります。それは、自分の身近にいる子どもたちの「子どもの権利」を守ることです。国内において身近な「子どもの権利」を守るといふ動きは、少しずつ広がりを見せています。それぞれの地域のよい動きは、やがて日本全体に広がっていきます。SNS等のネットワークが整備された現在においては、その広がりには想像以上にはやく、そして国境をも越えるものと信じています。

北本市は「北本市子どもの権利に関する条例」が施行されています。皆さんにこの条例を知ってもらうことが、身近な「子どもの権利」を守ることの第一歩です。そのため、令和6年度は「北本市子どもの権利に関する条例」の普及啓発に力を入れました。引き続き、普及啓発には、力を入れていきたいと思っています。

ぜひ、「北本市子どもの権利に関する条例」を皆さんに知ってもらい、北本市から始まる地域でのよい動きづくりを一緒にできたらと思います。



# 目 次

## はじめに

北本市子どもの権利擁護委員 代表擁護委員 原田 茂喜	・ ・ ・ ・ ・	1
----------------------------	-----------	---

## I 北本市子どもの権利擁護委員の概要

1 北本市子どもの権利に関する条例制定の経緯及び目的	・ ・ ・ ・ ・	4
2 北本市子どもの権利擁護委員制度	・ ・ ・ ・ ・	5
3 子どもの権利相談「とまちゃんち」	・ ・ ・ ・ ・	7

## II 令和6年度の活動状況

1 相談状況	・ ・ ・ ・ ・	10
2 関係機関との連携、調整活動	・ ・ ・ ・ ・	15
3 救済申立ての状況	・ ・ ・ ・ ・	15
4 事例報告	・ ・ ・ ・ ・	16
5 出張相談の開催	・ ・ ・ ・ ・	18

## III 普及啓発活動

1 広報・啓発	・ ・ ・ ・ ・	19
2 講師派遣	・ ・ ・ ・ ・	25
3 関係機関との連携	・ ・ ・ ・ ・	26
4 その他の活動	・ ・ ・ ・ ・	26

## おわりに

北本市子どもの権利擁護委員 安 ウンギョン	・ ・ ・ ・ ・	28
-----------------------	-----------	----

## IV 参考資料

北本市子どもの権利に関する条例	・ ・ ・ ・ ・	30
北本市子どもの権利に関する条例施行規則	・ ・ ・ ・ ・	39
北本市子どもの権利擁護委員名簿	・ ・ ・ ・ ・	42

# I 北本市子どもの権利擁護委員の概要

## 1 北本市子どもの権利に関する条例制定の経緯及び目的

「北本市子どもの権利に関する条例」は、令和3年6月、北本市議会において「子どもの権利に関する特別委員会」が設置され、論議・検討が進められました。

令和4年3月、令和4年第1回北本市議会定例会において、条例案が提案され、議会における全会一致により可決・成立し、同月31日付けて「北本市子どもの権利に関する条例」が公布され、同年10月1日に施行されました。

この条例は、子どもの権利の内容を明らかにするとともに、子どもの権利を守るための仕組みを定めることで子どもの権利を保障し、もって全ての子どもが幸せな生活を送ることができる社会を実現することを目的としています。

### 基本理念

子どもの権利は、次に掲げる事項を基本理念として、保障されなければならない。

- 子ども又は家族の生まれ育った環境、状況、人種、国籍、障害の有無等にかかわらず、差別されないこと。
- 子どもの最善の利益を優先して考慮されること。
- 子どもの生きる権利が認められ、成長及び発達が可能な最大限の範囲において確保されること。
- 自らに影響を及ぼす全ての事項について意見を表明することができること及びその意見がその子どもの年齢及び発達の程度に応じて、十分に尊重されること。
- 自らが権利の主体であり、その権利を自ら行使することができること及びその権利の行使に当たって必要な支援を受けられること。

### 安心して生きる権利

- ・いのちが守られること
- ・愛情・理解をもって育まれること
- ・あらゆる暴力を受けないこと
- ・平和で安全なところで生活できること

### 自分らしく育つ権利

- ・個性が認められ、人格が尊重されること
- ・学んだり、遊んだり、休んだりできること
- ・自分に関係することについて、自分で決めることができること
- ・地域の活動に参加できること
- ・安心して過ごせる居場所が確保されること

### 子ども

### 守られる権利

- ・子どもであることを理由に、大人から差別されないこと
- ・自分の意思や考えが尊重されること
- ・自分に関係する情報を、勝手に集められたり使われたりしないこと
- ・誇りを傷つけられないこと

### の権利

### 参加する権利

- ・自分の意見を言えること
- ・自分の意見を言うために、援助が受けられること
- ・仲間をつくって、集まること

## 2 北本市子どもの権利擁護委員制度

### (1) 設置の目的

北本市子どもの権利に関する条例第21条の規定に基づき、子どもの権利の侵害の防止を図るとともに、権利の侵害から迅速かつ適切に擁護・救済することを目的に令和4年10月1日、子どもの権利擁護委員を設置しました。

### (2) 子どもの権利擁護委員の職務

子どもの権利擁護委員は、北本市子どもの権利に関する条例第22条の規定に基づき、次の職務に従事します。

ア 子どもの権利に関し、子どもやその保護者、その他の大人が困っていることや悩んでいることなどについて、幅広く相談に応じ、必要な助言その他の援助を行います。

イ 子どもを権利の侵害から擁護・救済するため、必要な調査・調整を行います。

ウ イの結果、是正等の措置が必要と認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講じるよう勧告します。また、関係する市の機関以外のものに対し是正等の措置を講じるよう要請します。

エ イの結果、制度の改善が必要と認めるときは、関係する市の機関に対し、制度の改善を求める意見を表明します。

オ ウの勧告、エの意見の内容を必要に応じ公表します。

カ 子どもの権利に関する普及啓発を行います。

### (3) 子どもの権利擁護委員の責務

子どもの権利擁護委員は、次の責務を負います。

ア 子どもの権利の擁護者として、公平かつ適切に職務を遂行する。

イ 職務の遂行に当たっては、関係する機関との連携及び協力に努める。

ウ 職務上の地位を政治的、営利的、宗教的な目的に利用してはならない。

エ 職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (4) 子どもの権利擁護委員の体制

子どもの権利擁護委員は、3人以内とし、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市議会の同意を得て市長が委嘱します。

任期は、2年となっております。

令和6年度子どもの権利擁護委員

氏 名	所 属 等
◎原 田 茂 喜 (はらだ しげき)	弁護士 (埼玉弁護士会)
安 ウンギョン (あん うんぎょん)	平成国際大学教員

◎印：代表擁護委員

**(5) 子どもの権利擁護委員への協力**

市の機関は、子どもの権利擁護委員の職務遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び援助しなければなりません。

市の機関以外のものは、子どもの権利擁護委員の職務遂行に協力するよう努めるものとします。なお、市長は市の機関以外のものに対し、子どもの権利擁護委員の職務遂行に協力するよう要請することができます。

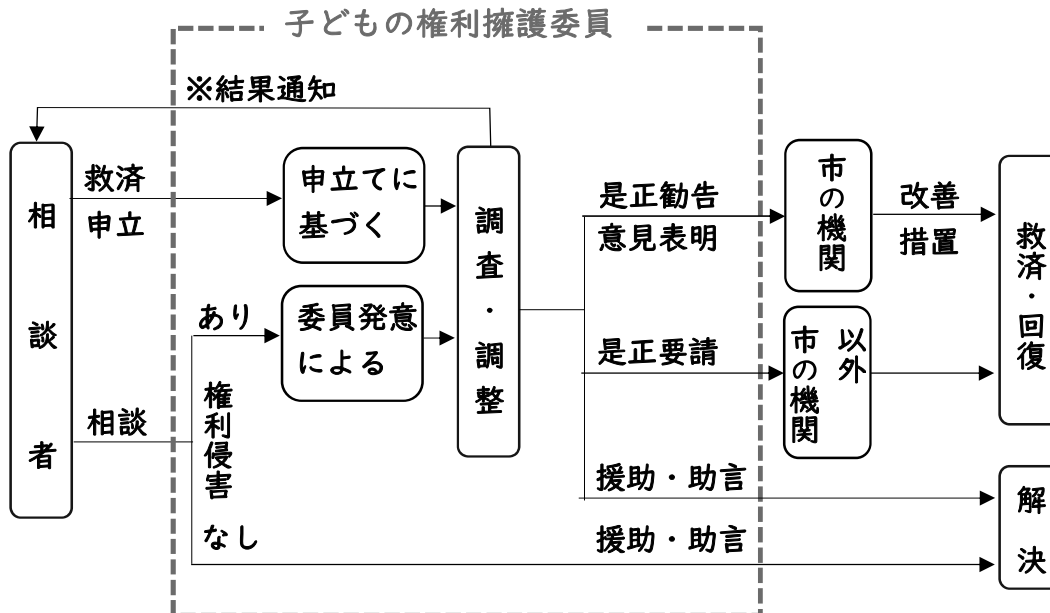
**(6) 擁護委員会議**

子どもの権利に関する条例第22条に規定する擁護委員の職務の調整等に関する事項等処理するときに擁護委員会議を開催します。

【令和6年度 擁護委員会議の開催回数】

第1回	第2回
令和6年7月5日(金)	令和6年10月4日(金)

**(7) 権利侵害からの救済の流れ**



※調査を実施し、是正勧告・要請、意見表明を行った場合は、救済の申立てを行った相談者等に対し、処理の概要を通知します。

※子どもの権利擁護委員には、擁護委員の職務の遂行を補佐する相談員を設置しております。相談員は相談者からの相談に応じるとともに相談以外の調査・調整等における擁護委員の補助を行います。



### 3 子どもの権利相談「とまちゃんち」

#### (1) 子どもの権利相談窓口の設置

子どもやその保護者等から子どもへの権利侵害に関する相談等に応じる窓口を令和4年10月1日に設置しました。

子どもの権利相談窓口では、子どもやその保護者等からの相談に応じて助言や支援を行うとともに、子どもの権利擁護・救済するための調査、調整、勧告、要請、意見表明などを行います。

#### (2) 子どもの権利相談員の配置

子どもの権利相談窓口に子どもの権利相談員を配置します。子どもの権利相談員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱します。

子どもの権利相談員の主な職務は、次のとおりです。

ア 子どもの権利擁護委員の職務の遂行を補佐します。

イ 子どもの代弁者として、子どもの気持ち及び思いを丁寧に聴きます。

ウ 子どもの主体性が尊重されるよう、必要な助言、援助を行います。

#### (3) 子どもの権利相談窓口の愛称「とまちゃんち」

子どもたちが、相談・来訪しやすい窓口とするため、相談窓口の愛称を募集し、応募作品の中から子どもたちの投票により、相談窓口の愛称を「とまちゃんち」に決定しました。(令和5年10月決定)



#### (4) 運営体制

区 分	摘 要
所在地	〒364-8633 北本市本町1丁目111番地 北本市役所総務部人権推進課内
受付時間	月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前10時30分から午後6時00分まで
相談方法	面談・手紙 北本市役所2階 総務部人権推進課内 子どもの権利相談「とまちゃんち」 電 話 <small>おはなし こーる</small> 0120-0874-56（子ども専用） 048-590-5011 メール kodomo-kenri@city.kitamoto.lg.jp
相談体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの権利擁護委員 2名</li> <li>・子どもの権利相談員 2名</li> </ul>
相談対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に居住、通勤、通学、通所（入所）する18歳未満の子ども のことであれば、誰でも相談できます。</li> <li>・市内の子ども関係施設に通学、通所（入所）する18歳の子 どものことも対象になります。</li> </ul>

#### (5) 相談姿勢・対応

##### ア 相談に対する姿勢

- ・子ども一人ひとりが権利の主体であることを尊重します。
- ・子どもの最善の利益を優先して考えます。
- ・子どもの成長と発達に配慮して考えます。
- ・子どもの意思を汲み取り大切にします。

##### イ 相談に対する対応

- ・子どもの権利に関わる相談に応じ、必要な助言、援助を行います。
- ・子どもの権利侵害について、文書や口頭による救済の申立てを受け付けます。
- ・子どもの権利の侵害から子どもの権利を擁護・救済するための必要な調査・調整を行い、問題解決に向けて必要な措置を講じるよう関係機関等に勧告・要請等を行います。
- ・子どもが抱える様々な悩みを広く受け付け、助言・支援を行います。

(6) 子どもの権利相談の流れ



(7) 相談の方法

**相談方法 (こんな方法があるよ)**

**面談**  
 北本市役所の2階だよ  
 遠い人は言ってね。あなたの近くまで行くよ。

**電話**  
 0120-0874-56  
 TEL 048-590-5011

**手紙**  
 〒364-8633  
 北本市本町1-111  
 北本市役所  
 とまちゃんち

**相談フォーム**

(8) 会議の開催

運営会議、ケース会議を毎週金曜日（原則）に開催しております。

【会議の回数】

会議名	開催回数
運営会議	43回
ケース会議	25回

## Ⅱ 令和6年度の活動状況

### 1 相談状況

#### (1) 相談状況の概要

##### ア 相談件数

令和6年度の相談件数は、新規の相談40件、継続の相談16件、延べ56件の相談がありました。

なお、前年度からの継続相談は2件でした。(表1)

【表1 相談件数】

	件数
新規相談	40
継続相談	16
計(延べ件数)	56
R5延べ件数	100

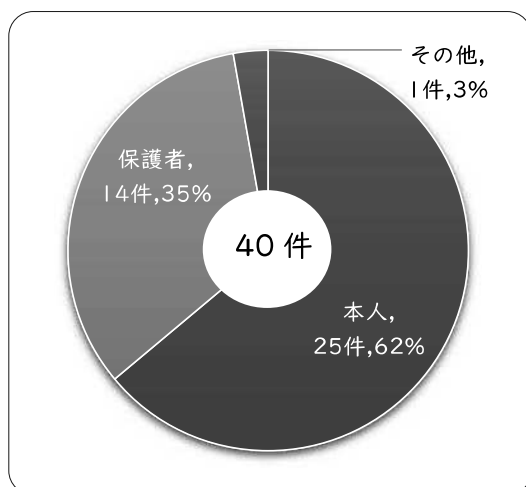
##### イ 新規相談の内訳

令和6年度の新規相談の内、本人からの相談25件、保護者等からの相談14件、その他1件でした。また、相談対象者は、未就学9件、小学生24件、中学生4件、高校生2件、その他1件でした。(表2、図1、図2)

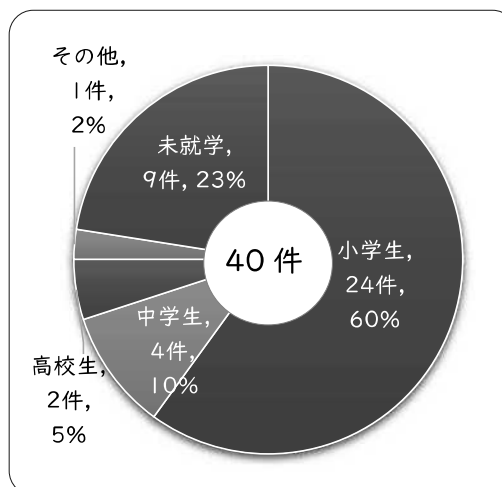
【表2 新規相談の内訳】

相談者 対象者	本人	保護者	その他	計
未就学	0	8	1	9
小学生	21	3	0	24
中学生	2	2	0	4
高校生	1	1	0	2
その他	1	0	0	1
計	25	14	1	40
R5計	27	13	17	57

【図1 新規相談の内訳】



【図2 新規相談対象者の内訳】



## (2) 相談方法の状況

### ア 相談方法

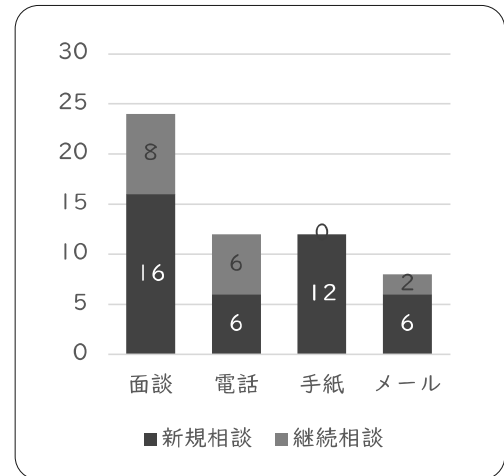
面談 24 件、電話 12 件、手紙 12 件、メール 8 件でした。(表 3、図 3)

全体の半数弱が面談による相談となります。手紙による相談は、令和 5 年度 11 件であり、ほぼ横ばいであると言えます。

【表 3 相談方法】

	面談	電話	手紙	メール	計
新規相談	16	6	12	6	40
継続相談	8	6	0	2	16
計(延べ件数)	24	12	12	8	56
R5 延べ件数	50	38	11	1	100

【図 3 相談方法】



### イ 相談者別相談の方法

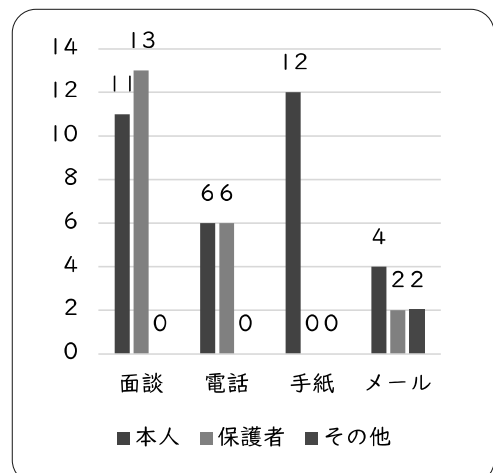
面談による相談は、保護者からの相談が 13 件、本人からが 11 件です。手紙の相談は、12 件すべて本人からでした。

(表 4、図 4)

【表 4 相談者別相談方法】 ※延べ件数

	面談	電話	手紙	メール	計
本人	11	6	12	4	33
保護者	13	6	0	2	21
その他	0	0	0	2	2
計	24	12	12	8	56
R5 延べ件数	50	38	11	1	100

【図 4 相談者別相談方法】



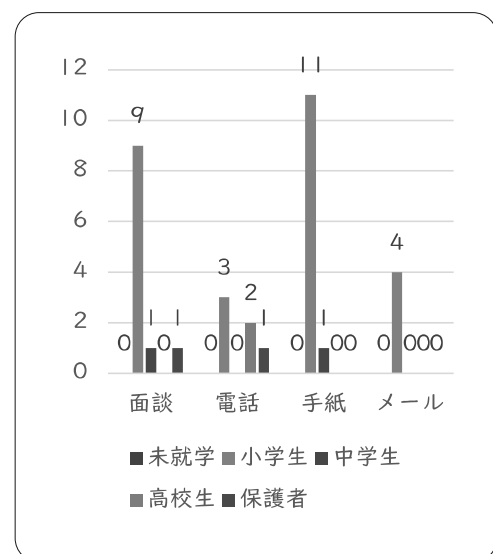
### ウ 本人による相談の方法

相談者本人からの相談は、小学生 27 件、中学生 2 件、高校生 2 件、その他 2 件でした。また、小学生からの相談は手紙が最も多く 11 件でした。(表 5、図 5)

【表 5 本人による相談の方法】 ※延べ件数

	面談	電話	手紙	メール	計
未就学	0	0	0	0	0
小学生	9	3	11	4	27
中学生	1	0	1	0	2
高校生	0	2	0	0	2
その他	1	1	0	0	2
計	11	6	12	4	33
R5 延べ件数	25	3	6	0	34

【図 5 本人による相談の方法】



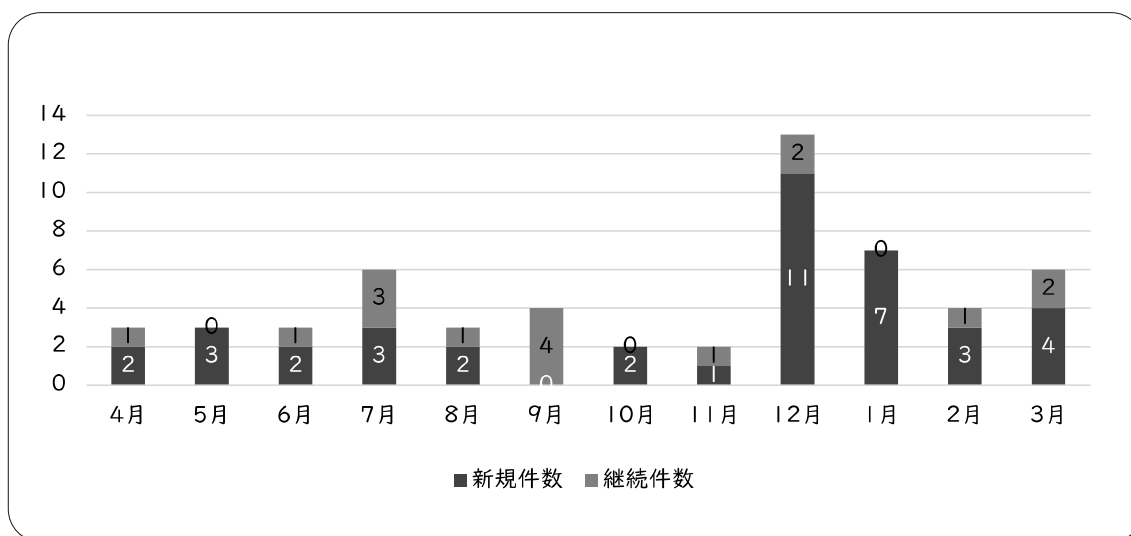
### (3) 月別の相談状況

月別の相談のうち、新規の相談が最も多かった月は12月(11件)です。市内の小・中学校等に相談ミニレターを配布したことによるものです。(表6、図6、図7)

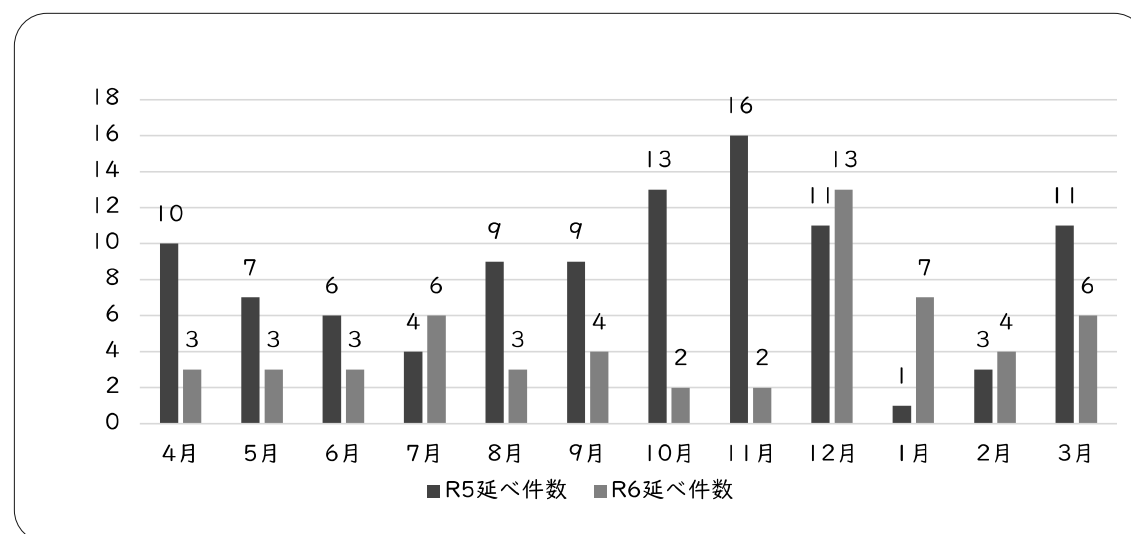
【表6 月別相談件数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規件数	2	3	2	3	2	0	2	1	11	7	3	4	40
継続件数	1	0	1	3	1	4	0	1	2	0	1	2	16
計(延べ件数)	3	3	3	6	3	4	2	2	13	7	4	6	56
R5延べ件数	10	7	6	4	9	9	13	16	11	1	3	11	100

【図6 月別相談数】



【図7 前年度との比較】



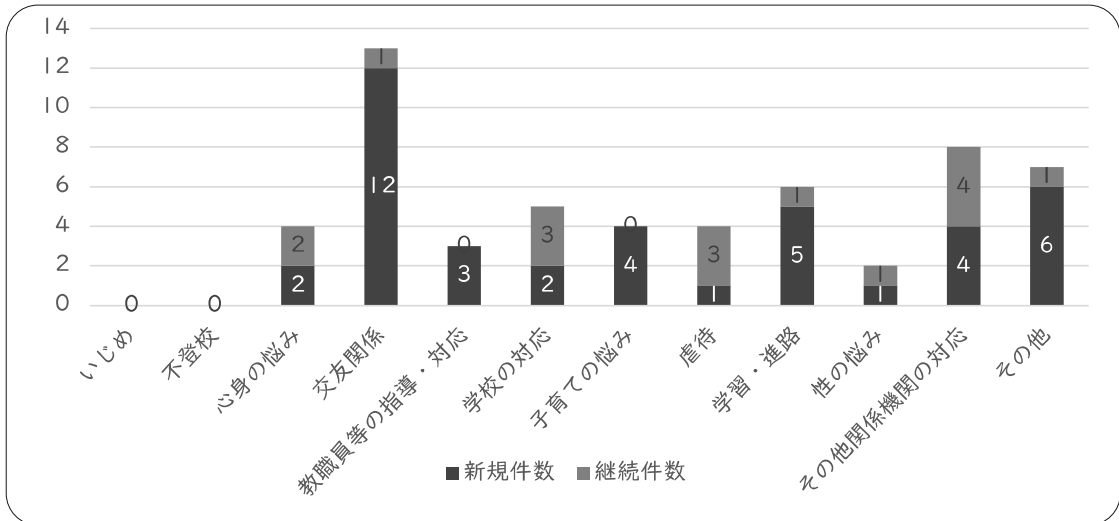
#### (4) 内容別の相談状況

新規相談のうち、交友関係が12件、学習・進路が5件、子育ての悩み・その他関係機関の対応が各4件となっています。また、その他の相談には、家族との関係などがありました。(表7、図8、図9)

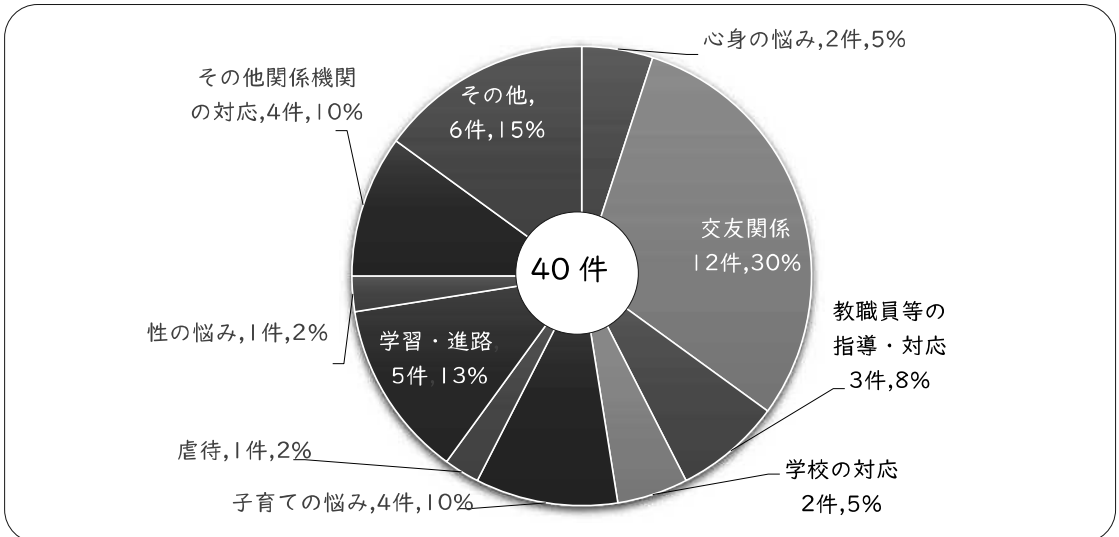
【表7 相談内容別相談状況】

	いじめ	不登校	心身の悩み	交友関係	教職員等の指導・対応	学校の対応	子育ての悩み	虐待	学習・進路	性の悩み	その他関係機関の対応	その他	計
新規件数	0	0	2	12	3	2	4	1	5	1	4	6	40
継続件数	0	0	2	1	0	3	0	3	1	1	4	1	16
計(延べ件数)	0	0	4	13	3	5	4	4	6	2	8	7	56
R5延べ件数	4	7	1	6	10	20	5	8	3	0	0	36	100

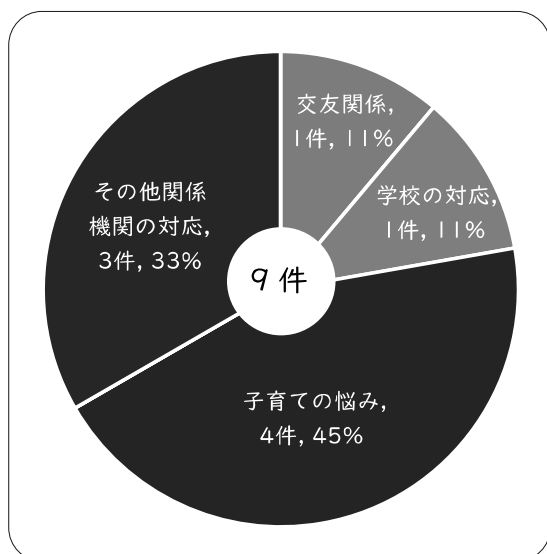
【図8 相談内容別相談状況】



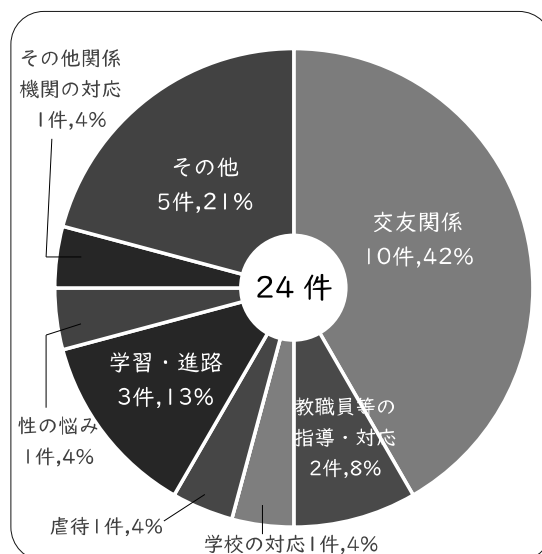
【図9 相談内容別相談状況】



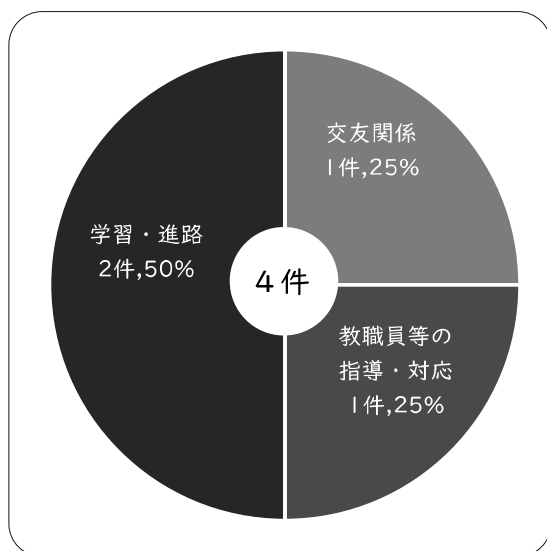
【図 10 未就学児の相談内容別相談状況】



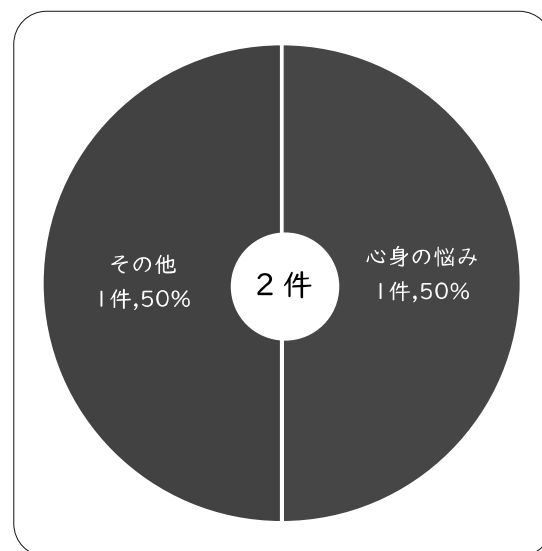
【図 11 小学生の相談内容別相談状況】



【図 12 中学生の相談内容別相談状況】



【図 13 高校生の相談内容別相談状況】



未就学児に関する新規の相談は、9件（表2相談者の内訳参照）です。子育ての悩みが4件（45%）で全体の約5割近くを占めています。次いで、その他関係機関の対応が3件（33%）、交友関係、学校の対応が1件ずつの相談です。（図10）

小学生に関する新規の相談は、24件（表2相談者の内訳参照）です。そのうち、交友関係の相談が10件（42%）で、全体の約5割近くを占めています。その他5件（21%）は、家族についての悩みなどの相談となります。（図11）

中学生に関する新規の相談は、4件（表2相談者の内訳参照）です。学習・進路の悩みが2件（50%）、交友関係、教職員の指導・対応がそれぞれ1件ずつの相談となっております。（図12）

高校生に関する新規の相談は、2件（表2相談者の内訳参照）です。心身の悩み、その他（家族の悩み）の相談でした。（図13）

その他の新規の相談は、1件（表2相談者の内訳参照）です。



## 2 関係機関との連携、調整活動

### (1) 関係機関との連携

子どもの権利相談「とまちゃんち」では、子どもの権利侵害からの擁護、救済を図るため、相談内容に応じて子ども関係施設や関係機関と連携を図り、子どもの最善の利益を考慮した対応に努めております。

#### 【関係機関との連携状況】

連 携 先	件 数
学校	6
教育委員会	2
幼稚園・保育園等	0
市関係課	7
民生・児童委員	0
その他	0
計	15

### (2) 北本市要保護児童対策地域協議会への参加

要保護児童等の適切な保護等のために北本市が設置する北本市要保護児童対策地域協議会へ出席しました。

期 日	会議種類	出席者
令和6年10月30日(水)	代表者会議	擁護委員

## 3 救済申立ての状況

### (1) 権利侵害からの救済申立て

令和6年度の権利侵害からの救済の申立てはありませんでした。

#### 4 事例報告

##### (1) 相談内容

###### 【主な相談内容】

内 容 別	相 談 内 容
いじめ	—
不登校	—
心身の悩み	・自分の病気のことが心配。 ・自分の病気のことで交友関係が不安になる。
交友関係	・友達が本当ではないことを言いふらす。 ・友達から悪口を言われる。 ・友達が仲間に入れてくれない。
教職員の指導・対応	・先生に優しく声をかけてもらいたい。 ・先生がこわい。
学校の対応	・給食時、自分の体調に合わない食材を提供しないで欲しい。 ・子が医療機関を受診する際、担任の先生にも同席して欲しい。
子育ての悩み	・孫の養育にあたり、手当等を受給したい。 ・子の他の子とのかかわり方。(遊びなど)
虐待	・親から子に虐待の疑いがある。
学習・進路	・将来のことについて助言して欲しい。 ・名前が上手に書けない。 ・勉強を好きになる方法が知りたい。
性の悩み	・異性による身体への接触。
その他機関の対応	・子ども関係施設の保育の仕方。 ・就園にあたり、園から心ない言葉を投げかけられた。
その他	・家族との関係についての悩み。

## (2) 相談事例

相談事例は、プライバシー保護のため、複数の事例から構成するとともに、相談内容等を変更し、作成したものです。

### 【相談事例】

相談者	本人	年代	小学生
相談の内容別	交友関係	相談方法	手紙
主訴	たまに、友だちに仲間はずれにされたり、悪口を言われたりして、嫌な気持ちになる。		
<b>相談内容</b>			
いつもではないけれど、友だちに仲間誘ってもらえず、さびしい思いをすることがある。また、たまに男子の近くを通ると、悪口を言われたり、からかわれたりして、とても嫌な気持ちになることがある。どうすればよいか、いっしょに考えて欲しい。			

### 【とまちゃんち】

- 相談者の思いに寄り添う気持ちで手紙を読み、何を相談したいのか把握する。



思いきって、悩みを相談してくれてありがとう。  
一人で考え込まずに、「とまちゃんち」に相談してくれたことをとてもうれしく思います。友だちや男子のことで嫌な思いをすることがあるんだね。勇気をもって手紙を書ってくれたね。

- 相談者の気持ちを汲み取り、子どもの成長と発達に配慮した助言や提案を行う。



困っていることを手紙で伝えようと丁寧な文字で書いてくれました。とても読みやすかったです。あなたは友だちだと思っている人に、誘ってもらえると期待していたのだけれど、そうではなかったのでさびしくなったんだね。2つの方法を考えたので読んでください。  
①もしも、言えたら「誘ってくれるのを待っていたよ」と伝える  
②ほかの友だちのよさを見つけ、友だちの幅を広げてみる  
また、たまに男子に悪口を言われたり、からかわれたりして、いやな気持ちになるんだね。このことも2つの方法を考えました。  
①男子にその時の自分の気持ちを伝える  
②親や先生などの信頼できる大人に話し、注意をしてもらえばよかったら、できそうなことをやってみてください。友だちのことについて勇気を出して、手紙に書いて相談してくれたあなたは、自分の気持ちを大切にすると感じました。これからも「とまちゃんち」に相談してください。いつでも、待っています。

## 5 出張相談の開催

子ども支援団体などを訪問し、来所者への声かけの中から、子どもや保護者の相談を受け付けました。子どもたちと気軽に話しをすることができ、日頃の困りごとや悩みごとなどの相談を聴くことができました。

### 【出張相談一覧】

期 日	訪問先	内 容	訪問者
令和6年 5月17日(金)	子ども支援団体	来所者への声かけ・普及啓発物配布	擁護委員・相談員
5月28日(火)	子ども支援団体	来所者への声かけ・普及啓発物配布	相談員
6月13日(木)	子ども支援団体	来所者への声かけ・普及啓発物配布	相談員
7月 4日(木)	子ども支援団体	来所者への声かけ・普及啓発物配布	相談員
7月 9日(火)	子ども支援団体	来所者への声かけ・普及啓発物配布	相談員
7月14日(日)	子ども支援団体	来所者への声かけ・普及啓発物配布	相談員
7月16日(火)	子ども支援団体	来所者への声かけ・普及啓発物配布	相談員
9月 8日(日)	子ども支援団体	来所者への声かけ・普及啓発物配布	相談員
9月20日(金)	子ども支援団体	来所者への声かけ・普及啓発物配布	相談員
10月16日(水)	子ども支援団体	来所者への声かけ・普及啓発物配布	相談員
10月25日(金)	子ども支援団体	来所者への声かけ・普及啓発物配布	相談員
12月23日(月)	児童館	来館者への声かけ・相談待機	相談員
12月26日(木)	児童館	来館者への声かけ・相談待機	相談員
12月27日(金)	児童館	来館者への声かけ・相談待機	相談員
令和7年1月 6日(月)	児童館	来館者への声かけ・相談待機	擁護委員・相談員
1月 9日(木)	児童館	来館者への声かけ・相談待機	相談員
1月10日(金)	児童館	来館者への声かけ・相談待機	擁護委員・相談員
1月17日(金)	子ども支援団体	来所者への声かけ・普及啓発物配布	相談員
1月28日(火)	子ども支援団体	来所者への声かけ・普及啓発物配布	相談員
2月 6日(木)	子ども支援団体	来所者への声かけ・普及啓発物配布	相談員
2月 9日(日)	子ども支援団体①	来所者への声かけ・普及啓発物配布	相談員
2月 9日(日)	子ども支援団体②	来所者への声かけ・普及啓発物配布	相談員
2月13日(木)	児童館	来館者への声かけ・相談待機	相談員
2月17日(月)	児童館	来館者への声かけ・相談待機	相談員
2月25日(火)	児童館	来館者への声かけ・相談待機	相談員
3月 6日(木)	児童館	来館者への声かけ・相談待機	相談員
3月11日(火)	児童館	来館者への声かけ・相談待機	相談員
3月18日(火)	児童館	来館者への声かけ・相談待機	相談員
3月24日(月)	児童館	来館者への声かけ・相談待機	相談員
3月26日(水)	児童館	来館者への声かけ・相談待機	相談員
3月27日(木)	児童館	来館者への声かけ・相談待機	擁護委員・相談員
3月29日(土)	子ども支援団体	来所者への声かけ・普及啓発物配布	相談員
3月31日(月)	児童館	来館者への声かけ・相談待機	擁護委員・相談員

### Ⅲ 普及啓発活動

#### 1 広報・啓発

##### (1) 広報啓発活動

子どもたちや市民の皆さんに子どもの権利相談「とまちゃんち」を知ってもらい、子どもの権利の侵害に対する擁護・救済を図るとともに、子どもの権利の侵害に気づき、擁護・救済につながるよう、様々な広報啓発活動を行っております。

##### 【配布・掲示等による広報啓発】

項 目	実施時期	対 象 等
ポスター掲示依頼	通年	市役所、文化センター、各公民館、児童館、総合福祉センター、教育センター、子育て支援センター、駅子育て支援センター
リーフレット、子どもの権利通信、クリアファイル配布	4月	市内小学校1年生
カード、リーフレット配布	5月	市内小・中学校の児童・生徒 (小学1年生はカードのみ)
案内チラシ(ポスターA4版)配布	7月	新聞折込による市内全域配布
リーフレット配布	9月	市立保育所(中央・深井・東)
子どもの権利通信配布	7月 12月、2月	市内小・中学校の児童・生徒
ミニレター配布	12月	市内小・中学校の児童・生徒
リーフレット配布	1月	市内中学校新入学生徒の保護者
リーフレット、ミニ条例冊子	通年	子ども支援団体

##### 【関係機関への訪問】

期 日	訪 問 先	備 考
令和6年 5月31日(金) 6月7日(金)	市内小・中学校(新校長へのあいさつ)	事業の説明
12月13日(金)	北本市教育長	事業の説明
令和7年 1月15日(水) 1月21日(火)	市内中学校(新入生保護者説明会)	事業の説明

##### 【イベントへの参加】

期 日	イベント名	備 考
令和6年 4月29日(月)	こどもとみどりのフェスティバル	啓発品の配布、出張相談
5月18日(土)	&green market	啓発品の配布、出張相談
10月14日(月)	きたもとスポーツフェスティバル	啓発品の配布、出張相談
11月24日(日)	きたもと福祉まつり	啓発品の配布

【リーフレット（A4三つ折り）】

子どもの権利

（表）

とまちゃんち

きたもと子どもの権利相談

「こつたらどうだろう」、「こういうことはできるかな」といっしょに考えるよ。

相談する

解決！

相談方法（こんな方法があるよ）

（裏）

相談の流れ

「こつたらどうだろう」、「こういうことはできるかな」といっしょに考えるよ。

相談する

解決！

相談方法（こんな方法があるよ）

電話

手紙

相談フォーム

0120-0874-56

TEL 048-590-5011

0120-0874-56

TEL 048-590-5011

0120-0874-56

TEL 048-590-5011

【ポスター（A3版）】

きたもと

とまちゃんち

子どもの権利相談

どんなことでもいいよ

お話を聞かせてね!

お金は、かからないよ

子ども専用

おはなしこーる

0120-0874-56

TEL 048-590-5011

相談日時 月～金曜日(祝日・年末年始は除く) 10:30～18:00

〒364-8633

場所 北本市本町1丁目111 北本市役所2階 人権推進課

【カード】

（表）

きたもと子どもの権利相談

とまちゃんち

0120-0874-56

TEL 048-590-5011

（裏）

あなたの気持ちを大事にします。

電話

会って

手紙

相談フォーム

どんなことでもいいよ

お話を聞かせてね!

お金は、かからないよ

つらい、困った、どうしようと感じたときはとまちゃんちへ

「こつたらどうだろう」、「こういうことはできるかな」といっしょに考えるよ。

相談する

解決！

相談方法（こんな方法があるよ）

電話

手紙

相談フォーム

0120-0874-56

TEL 048-590-5011

【クリアファイル】

とまちゃんち

きたもと子どもの権利相談

あなたの気持ちを大事にします!

受付 月～金曜日(休みの日はのぞく) 10:30～18:00

場所 北本市本町1-111 北本市役所2階 人権推進課

子どもの権利相談とまちゃんち

相談方法 電話、会って話す、手紙、相談フォーム

子ども専用

おはなしこーる

0120-0874-56

一般用 048-590-5011

遠い人は言っておね。あなたの近くまでいくよ～

【ミニレター】

(表)

(裏)

【子どもの権利通信 特別号】

(表)

(裏)

【子どもの権利通信 第5号】

(表)

令和6年7月発行 北本市子どもの権利推進委員・相談員（小学4年生～中学生用）

**北本市子どもの権利相談  
とまちゃんち通信 第5号**

**子どもの4つの権利**って知ってる？

- ・自分らしく育つ権利
- ・守られる権利
- ・安心して生きる権利
- ・参加する権利

今回はこの中から2つを紹介するよ！

**自分らしく育つ権利**

- ・勉強したり、遊んだり、休んだりできること
- ・個性が認められること
- ・自分のことを自分で決められること
- ・安心してすごせる居場所があること

こんな悩みはないかな？

- ・自分の時間が少ない
- ・寒の手伝いで毎日が大変
- ・交っほい、勇っほいと書われる

**安心して生きる権利**

- ・安心して健康に生活できること
- ・いのちが守られること
- ・愛情・理解をもって育てられること
- ・あらゆる暴力を受けないこと
- ・平和で安全なところで生活できること

こんな悩みはないかな？

- ・家にこほんがない
- ・家族の仲がよくない
- ・乱暴な言葉がつかい

(裏)

あなたの話をゆっくりききます。こんなことないかな？

友達とおしゃべりが楽しくて、つい自分ばかりがしゃべってしまいます。

友だちの話を最後まで聞いてから自分が話をするようにするといひよ。

キャッチボールするみたいに友だちと会話ができるとスムーズだよ。



(相談委員)



(相談員)



(相談員)

あなたの近くまでいっよー！

会って話す

電話

とまちゃんち

きたもと子どもの権利相談

0120-0874-56

(おとな 048-590-5011)

月～金曜日 (休みの日はのぞく) 午前10時30分～午後6時

〒364-8633  
北本市 本町1丁目 111番地  
**北本市役所 2階 人権推進課**

秘密は必ず守ります。 あなたの気持ちを大事にします。

【子どもの権利通信 第6号】

(表)

令和6年12月発行 北本市子どもの権利推進委員・相談員（小学4年生～中学生用）

**北本市子どもの権利相談  
とまちゃんち通信 第6号**

**子どもの4つの権利**って知ってる？

- ・自分らしく育つ権利
- ・守られる権利
- ・安心して生きる権利
- ・参加する権利

今回はこの中から 次の2つを紹介するよ！

**守られる権利**

- ・子どもであることで大人から差別されないこと
- ・自分の意志や考えが尊重されること
- ・自分に関わる情報を勝手に集められたり使われたりしないこと
- ・自分の誇りを傷つけられないこと

こんな悩みはないかな？

- ・子どものくせことあられる。
- ・しつげとして難に暴力を振るわれる。

**参加する権利**

- ・自分の意見を言えること
- ・自分の意見を言うために援助が受けられること
- ・仲間をつくって集まること

こんな悩みはないかな？

- ・自分の考えを相手に伝えるために、誰かに手伝ってほしい。
- ・友達との活動の情報がほしい。

(裏)

あなたの話をゆっくりききます。こんなことないかな？

家族に兄弟（姉妹）と比べられ、自分に自信がもてません。

「兄弟（姉妹）と比べないで。比べられると悲しいよ。」って自分の素直な気持ちを家族に伝えられるかな。

あなたの長所や得意なことを伸ばすことを考えてほしいな。あなたの個性はあなただけのもの。



(相談委員)



(相談員)



(相談員)

あなたの近くまでいっよー！

会って話す

電話

とまちゃんち

きたもと子どもの権利相談

0120-0874-56

(おとな 048-590-5011)

月～金曜日 (休みの日はのぞく) 午前10時30分～午後6時

〒364-8633  
北本市 本町1丁目 111番地  
**北本市役所 2階 人権推進課**

あなたの気持ちを大事にします。



【子どもの権利通信 第7号】

(表)

令和7年3月発行 北本市子どもの権利推進委員・相談員（中学生用）

### 北本市子どもの権利相談 とまちゃんち通信 第7号

もうすぐ卒業や進級ですね!! みなさんは、どんな1年でしたか?  
きたもと子どもの権利4つの柱を意識して生活しましたか?  
そこで問題、に下の言葉を入れて完成させましょう。  
個性 子供 自分 参加 尊重 仲間 健康  
遊んだり 守られる げんか 安心 差別  
(答えは、右下にあります)

<p style="text-align: center;"><b>ア</b> して生きる権利</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安心して <b>あ</b> に生活できること</li> <li>・しのが守られること</li> <li>・愛情、理解をもって育てられること</li> <li>・あらゆる暴力を受けないこと</li> <li>・平和で安全なところで生活できること</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>イ</b> らしく育つ権利</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勉強したり、遊んだり、休んだりできること</li> <li>・ <b>い</b> が認められること</li> <li>・自分のことを自分で決められること</li> <li>・安心してすごせる居場所があること</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>ウ</b> 権利</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもであることで、大人から <b>う</b> されないこと</li> <li>・自分の意志や考えが尊重されること</li> <li>・自分に関わる情報を勝手に集められたり、使われたりしないこと</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>エ</b> する権利</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の意見を言うこと</li> <li>・自分の意見を言うために、援助が受けられること</li> <li>・ <b>え</b> をつって集まること</li> </ul>

【編集】 北本市子ども権利推進委員事務局

(裏)

《とまちゃんち〇×クイズ》  
子どもの権利について正しいと思えば〇、まちがいと思えば×( )に入れよう!  
(答えは右下をみてね)

Q1 子どもは、病気やケガをしたときは、手当てを受けられる。( )

Q2 子どもは、勉強や遊び事だけでなく、遊んだり、休んだりできる。( )

Q3 子どもは、困ったことや心配なことをまわりに相談することができる。( )

Q4 子どもは、大人ではないので、自分の考えや思ったことを言ってもいけない。( )

できた  
トマ!

面談

## とまちゃんち

きたもと子どもの権利相談

おはなし こーる

# 0120-0874-56

(おとな 048-590-5011)

月～金曜日(休みの日はのぞく) 午前10時30分～午後6時

〒364-8633  
北本市 本町1丁目 111番地  
北本市役所 2階 人権推進課

秘密は必ず守ります。 あなたの気持ちをご大事にします。

【ミニ条例冊子】

(内)

『北本市子どもの権利に関する条例』  
には、こんなことが書かれています。

「権利」とは、みんなが生まれたときから持っている生きるために大切なものだよ。

「守られる権利」  
子どもは、病気やケガをしたときは、手当てを受けられる。

「あつて生きる権利」  
子どもは、勉強や遊びだけでなく、遊んだり、休んだりできる。

(外)

北本市子どもの権利相談 とまちゃんち

北本市子どもの権利に関する条例

「あつて生きる権利」  
子どもは、勉強や遊びだけでなく、遊んだり、休んだりできる。

「自分らしく育つ権利」  
子どもは、自分の意見を言うことができる。

面談

## とまちゃんち

きたもと子どもの権利相談

おはなし こーる

# 0120-0874-56

(おとな 048-590-5011)

月～金曜日(休みの日はのぞく) 午前10時30分～午後6時

〒364-8633  
北本市 本町1丁目 111番地  
北本市役所 2階 人権推進課

秘密は必ず守ります。 あなたの気持ちをご大事にします。

## (2) イベントの開催

子どもや保護者と擁護委員・相談員等と一緒に楽しみながら、子どもの権利について「考える・感じる」時間を創り、子どもの権利相談を身近な場として感じてもらうため、イベントを開催しました。

### ア 学童保育室ワークショップ

期 日	会 場	企画内容
令和6年8月19日(月)	南学童保育室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの権利かるた遊び</li> <li>・気もちの木</li> <li>・子どもの権利ゲームコーナー</li> <li>・子どもの権利〇×クイズ</li> </ul>
8月21日(水)	石戸学童保育室	
8月26日(月)	石戸第二学童保育室	



### イ 地域子育て支援拠点イベント

期 日	会 場	企画内容
令和6年11月8日(金)	北本市子育て支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの権利ってな～に？</li> <li>・絵本の読み聞かせ</li> <li>・記念撮影</li> </ul>
11月11日(月)	中丸保育園子育て支援センター	
11月18日(月)	北本駅子育て支援センター	
11月22日(金)	北本市立児童館	
11月30日(土)	Cocco 広場	



## 2 講師派遣

多くの方が子どもの権利について内容を正しく理解し、子どもがその権利を適切に行使できるよう、子どもの権利に関する講演や研修等の講師を行っております。

### (1) 出前講座の開設

「市役所出前講座」に子どもの権利の相談・救済に関することをテーマにした講座を設けております。担当課からの要請に基づき、子どもの権利擁護委員等を講師として派遣しました。

### (2) 講演への参加

子どもの権利に関する講演や研修等を企画する関係団体等からの講師依頼に基づき、子どもの権利擁護委員等を講師として派遣しました。

#### 【講師派遣一覧】

期 日	講演テーマ	派遣講師	備 考
令和6年 7月13日(土)	子どもの権利条約を学び子育てを語る会 「北本市子どもの権利に関する条例」 「子どもの権利相談」	擁護委員	出前講座
12月13日(金)	東小学校 PTA 家庭教育学級 「子どもの権利～こどもまんなか社会ってなあーに～」	擁護委員	出前講座
令和7年 2月14日(金)	北本市文化センター考人学級 「子どもの権利と北本市子どもの権利に関する条例」	擁護委員	講演への参加

講座の風景



講演中の風景



### 3 関係機関との連携

#### (1) こども応援ネットワーク会議との連携

子どもに対する支援を行う民間団体などが参加するこども応援ネットワーク会議に参加し、情報の共有や各団体との連携を図っております。

##### 【連携団体】

団 体 名	連 携 内 容
きたもとBASE	会議への参加、イベントへの参加、参加団体との連携

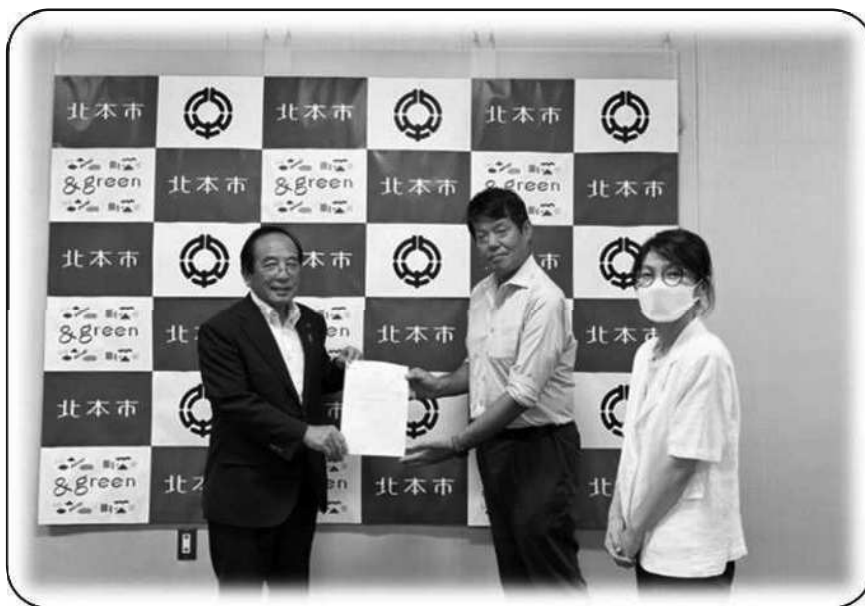
### 4 その他の活動

#### (1) 子どもの権利擁護委員活動報告

北本市子どもの権利に関する条例第33条の規定に基づき、令和5年度子どもの権利擁護委員の活動状況について市長に報告しました。

##### 【子どもの権利擁護委員活動報告】

報 告 日	報 告 事 項
令和6年7月19日(金)	令和5年度子どもの権利擁護委員活動状況報告書により報告



#### (2) 子どもの権利相談意見交換会

子どもの権利相談の相談状況等について、学校教育課と意見交換会を実施しました。

##### 【子どもの権利相談意見交換会】

実 施 日	内 容
令和6年7月19日(金)	令和5年度子どもの権利相談「とまちゃんち」相談状況報告 子どもの権利擁護委員との意見交換

### (3) 研修会等への参加

子どもの権利に関する各種研修会等に参加しました。

#### 【参加した研修会等の一覧】

期 日	研修テーマ	参加者	備 考
令和6年 6月18日(火)	生涯学習人権講座研修会 人権課題：ヤングケアラー	相談員	
10月～12月	子どもアドボケイト養成講座【基礎講座】	相談員	講座10コマ
10月5日(土)	第1回子どもの相談・救済機関 首都圏フォーラム 開催：田無市	擁護委員 相談員 事務局	
令和7年 2月13日(木)	DV・子どもへの影響 子どもの心の応急手当（オンライン）	相談員	
2月13日(木)	第11回きたもごちやまぜの会 こどもの居場所編 主催：きたもごちやまぜの会コアメンバー きたもとBASE	擁護委員 相談員	
2月22日(土) 23日(日)	「地方自治と子ども施策」 全国自治体シンポジウム2024 開催：名古屋市	擁護委員 事務局	
3月10日(月)	北本市ゲートキーパー養成講座 主催：健康づくり課	相談員	

## お わ り に

北本市子どもの権利擁護委員  
安 ウンギョン



北本市子どもの権利相談「とまちゃんち」は、今年度も市内の学童保育室、子どもの居場所、子育て支援センター、児童館、地域のイベントなどに出向いて、アウトリーチ相談や普及啓発活動等を行いました。気もちの木、権利クイズ、かるた、絵本の読み聞かせ、ガチャガチャ、権利フレームの写真撮影など相談員さんと共に様々なアイデアで楽しい活動ができました。また、市民の子どもの権利に関する認知度を把握するため、市内のイベント会場で子どもの「遊び」について着目し、質問パネルにシールで回答する方法によりアンケート調査を試みました。

子どもの「遊び」については、「北本市子どもの権利に関する条例」の自分らしく育つ権利(第9条)に規定されています。アンケート結果は、子どもの遊ぶ権利を「知っている」と回答した人は38.9%でした。そして、子どもの遊ぶ権利は「大事である」と回答した人は100%であったものの、子どもの遊ぶ権利は「きちんと守られているか」については、56.3%が「そう思わない」との回答でした。続いて、子どもの遊ぶ権利が守られるために「必要なもの」を問う質問では、「自由に遊べる場所」が最も多く45.3%、次に「自由に使える時間」が23.8%でした。

子どもの生存と生活を保障し、楽しく充実した子ども期を送ることは子ども自らの生きる力を育てるために重要です。子どもの豊かな成長・発達というと、「学び」の大切さが優先され、「遊び」については軽視される傾向が見られます。国連の子どもの権利条約では、「遊びが子ども時代の喜びの基本的かつ枢要な側面であり、かつ身体的、社会的、認知的、情緒的及び霊的発達に不可欠な要素である」と、子どもの豊かな成長・発達に欠かせないものとして遊ぶ権利を改めて強調しています。しかし、実際は「公園や広場でボール遊びが禁止され自由な遊びができない、集まる場所がない、休み時間が短い、大人に勉強しろ、遊ぶな、休むなと言われている」などの現実が子どもの「遊び」を制限しているように感じます。

国内外の動向を見ると、全ての子どもが自由に、そして豊かに遊べる環境整備づくりが進められています。イギリスのウェールズでは、自治体に対して「遊びの充足義務」を課し、子どもが自由に遊べる環境を整備する責任を負わせています。また、韓国の一部の地域では、遊びの時間を増やす方向で学校のカリキュラムを再構成する動きも出ています。日本でも、遊びの禁止事項を規定せず、子どもが自由にやりたいことができる冒険遊び場(プレイパーク)づくりが広まっています。

これからも、とまちゃんちは相談、権利救済、普及・啓発を通して、子どもの権利が当たり前のもので守られる北本市のために努めてまいります。また、活動から見えた課題に対しても子どもを含む市民と話し合いながら、『子どもが幸せな生活を送ることができる』北本市のため、よりよい案を探っていきたいと思います。

#### IV 参考資料

北本市子どもの権利に関する条例

北本市子どもの権利に関する条例施行規則

北本市子どもの権利擁護委員名簿

○北本市子どもの権利に関する条例

令和4年3月31日条例第8号

北本市子どもの権利に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 子どもにとって大切な権利（第7条—第11条）

第3章 生活の場における子どもの権利の保障（第12条—第14条）

第4章 子どもの権利に関する基本的な施策等（第15条—第20条）

第5章 子どもの権利に関する相談及び救済等（第21条—第34条）

第6章 子どもの権利に関する施策の総合的な推進と検証（第35条—第38条）

第7章 雑則（第39条・第40条）

附則

子どもを含むすべての人は、生まれながらにして自由であり、いかなる差別も受けることなく、一人の人間として尊重され、人間らしく生きる権利を持っています。そして、子どもは生きていくためにさまざまな助けが必要なことなどから、大人と同じ基本的人権だけでなく、子どもだけの大切に特別な権利を持っています。

子どもは、自分自身にどのような権利があるのかを知り、この権利を使っていくことで、自分らしく生きることができるようになります。そして、自分の権利が守られることで、すべての人の権利が自分と同じように守られることを理解できるようになります。子どもの権利が保障される社会を実現することは、すべての人の権利が尊重される社会を実現することにもつながります。

子どもは、ただ大人から守られる存在ではなく、社会の一員です。自分たちに関

することについて思いを表明することができ、その思いが尊重されるとともに、方針や決まり事を決める過程に参加することができます。その経験は、自己肯定感の向上や民主主義の理解にもつながります。

大人は自分が思い描く理想を子どもたちに押し付けることなく、子どもが自分の価値に気づき、力を発揮し、主体的に生きていけるように支援する必要があります。また、大人が子どもの権利を十分に尊重できるようにするためには、子どもに関わる大人も自身の権利が保障され、十分な支援を受けられる必要があります。日本には、基本的人権を大切にす日本国憲法があります。さらに、日本は、世界の国々と、子どもの権利に関して条約を結び、子どもの権利を大切にすることを約束しています。私たち北本市民は日本国憲法及び子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）の理念に基づき、子どもの権利を保障することを宣言し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの権利の内容を明らかにするとともに、子どもの権利を守るための仕組みを定めることで子どもの権利を保障し、もって全ての子どもが幸せな生活を送ることができるよう社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 18歳未満の者又はこれ



と等しく権利を認めることが適当である者をいう。

(2) 保護者 親又は親に代わり子どもを養育する者をいう。

(3) 子ども関係施設 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校その他の子どもが育ち、学び、又は活動するための施設をいう。

(4) 市民 市内に住み、市内で働き、又は市内で学ぶ者(子どもを除く。)をいう。

(5) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(6) 虐待 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待をいう。

(7) 体罰等 しつけ、懲戒、指導その他名目のいかに問わず身体的又は精神的な苦痛を与えることをいう。

(8) いじめ 他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、子どもが身体的又は精神的な苦痛を感じているものをいう。

#### (基本理念)

第3条 子どもの権利は、次に掲げる事項を基本理念として、保障されなければならない。

(1) 子ども又は家族の生まれ育った環境、状況、人種、国籍、障害の有無等にかかわらず、差別されないこと。

(2) 子どもの最善の利益が優先して考慮されること。

(3) 子どもの生きる権利が認められ、成長及び発達が可能な最大限の範囲において確保されること。

(4) 自らに影響を及ぼす全ての事項に

ついて意見を表明することができること及びその意見がその子どもの年齢及び発達に応じて、十分に尊重されること。

(5) 自らが権利の主体であり、その権利を自ら行使することができること及びその権利の行使に当たって必要な支援を受けられること。

#### (市等の役割)

第4条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じて、これを保障しなければならない。

2 保護者は、その養育する子どもの養育及び発達について第一義的責任を有していることを認識し、その養育する子どもの権利を保障しなければならない。

3 子ども関係施設の設置者及び管理者は、当該子ども関係施設において子どもの権利を保障しなければならない。

4 市民は、家庭、子ども関係施設又は地域の中で相互に連携し、及び協力し、子どもの権利を保障しなければならない。

#### (連携等)

第5条 市は、子どもの権利の保障に関する施策を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体並びに保護者、子ども関係施設、市民、事業者及び子どもの権利擁護に取り組む団体等との連携又は協働に努めなければならない。

2 市は、子どもの権利の保障に資するため、子ども関係施設、市民、事業者及び子どもの権利擁護に取り組む団体等が相互に連携することができるよう、必要な支援を行わなければならない。

#### (きたもと子どもの権利の日)

第6条 子どもの権利について、子ども及び市民の関心を高めるとともに、その理解を深めるため、きたもと子どもの権利の日を設ける。

2 きたもと子どもの権利の日は、11月20日とする。

3 市は、きたもと子どもの権利の日に合わせて、第1条の目的にふさわしい事業を実施するものとする。

## 第2章 子どもにとって大切な権利 (大切な子どもの権利の保障等)

第7条 この章に定める権利は、子どもが成長し、及び発達していくために大切な子どもの権利として保障されなければならない。

2 子どもは、自らの権利を大切にするとともに他者の権利を尊重することができる力を身に付けるために、必要な支援を受けることができる。

(安心して生きる権利)

第8条 子どもは、安心して生きるために、主として次に掲げる権利を有する。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) 愛情及び理解をもって育まれること。
- (3) あらゆる差別及び不当な扱いを受けないこと。
- (4) あらゆる身体的若しくは精神的な暴力を受けないこと又は放置されないこと。
- (5) 健康に配慮がなされ、適切な医療が受けられること。
- (6) 平和及び安全な環境の下で生活できること。
- (7) 困っていること及び不安に思っていることについて相談できること。

(自分らしく育つ権利)

第9条 子どもは、自分らしく育つために、主として次に掲げる権利を有する。

- (1) 個性が認められ、人格が尊重されること。
- (2) 遊んだり、休んだりすること。
- (3) 年齢及び理解の程度に応じて学ぶ

こと。

(4) 芸術、文化、運動及び自然に親しむこと。

(5) 自らに関係することについて、必要な助言、情報の提供その他の援助を受け、年齢及び発達の程度に応じて自分で決めることができること。

(6) 地域及び社会の活動に参加すること。

(7) 安心して過ごすことができる居場所が確保されること。

(守られる権利)

第10条 子どもは、心身を傷つけるものから守られるために、主として次に掲げる権利を有する。

- (1) あらゆる権利の侵害から逃れられること。
- (2) あらゆる搾取から守られること。
- (3) 子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと。
- (4) 自らの意思及び考えが尊重されること。
- (5) 自らに関する情報が不当に収集され、利用されないこと。
- (6) 誇りを傷つけられないこと。

(参加する権利)

第11条 子どもは、自らに関わることについて参加するために、主として次に掲げる権利を有する。

- (1) 自らの意見を表明することができ、その年齢及び発達の程度に応じてその意見が尊重されること。
- (2) 自らの意見を表明するために、必要な助言、情報の提供その他の援助を受けることができること。
- (3) 仲間をつくり、集まること。

## 第3章 生活の場における子どもの権利の保障

(家庭における権利の保障)

第12条 保護者は、その養育する子どもの最善の利益を考慮し、その子どもの成長及び発達の程度に応じた養育に努めるものとする。

2 保護者は、その養育する子どもが権利を行使する際には、その子どもの最善の利益を確保するため、その子どもの年齢及び発達の程度に応じた支援に努めるものとする。

3 保護者は、その養育する子どもの言葉、表情、しぐさ等から子どもの思いを受け止め、これを尊重するものとする。

4 保護者及び子どもと同居する者は、その子どもに対して、虐待及び体罰等をしてはならない。

5 保護者は、その子どもの養育に当たって、市から必要な支援を受けることができる。

(子ども関係施設における権利の保障)

第13条 子ども関係施設の設置者及び管理者は、子どもが安心して安全に自分らしく育ち、学び、又は活動することができるよう、当該施設の利用環境の整備に努めるものとする。

2 子ども関係施設の設置者、管理者及び職員(以下「施設関係者」という。)は、当該施設において、子どもの最善の利益を考慮し、年齢及び発達の程度に応じた適切な支援に努めるものとする。

3 施設関係者は、子どもが、当該施設の行事、運営等に参加する機会及び意見を表明する機会の確保に努めるものとする。

4 施設関係者は、当該施設において、子どもに対して、虐待及び体罰等をしてはならない。

5 施設関係者は、当該施設において、いじめの防止に努めるとともに、いじめが発生した場合には、子どもの最善の利

益を考慮し、関係する機関と連携し、子どもの権利の救済等に努めるものとする。

6 子ども関係施設の設置者及び管理者は、当該施設の職員に対し、子どもの権利についての理解を十分に深めるため、研修の機会を設けるよう努めるものとする。

7 市は、子ども関係施設の設置者及び管理者が子どもの権利を保障するために必要な活動に対して、必要な支援に努めなければならない。

(地域における権利の保障)

第14条 市民及び事業者は、地域の中で子どもを見守り、子どもが安心して自分らしく過ごすことができるよう努めるものとする。

2 市民及び事業者は、子どもが、地域の行事、運営等に参加する機会及び意見を表明する機会の確保に努めるものとする。

3 市民及び事業者は、子どもに対して、虐待及び体罰等をしてはならない。

4 事業者は、その従業員が安心してその子どもを養育することができるよう、十分に配慮し、及び支援するよう努めるものとする。

5 市は、市民及び事業者が子どもの権利を保障するために必要な活動に対して、必要な支援に努めなければならない。

第4章 子どもの権利に関する基本的な施策等

(普及啓発)

第15条 市は、子ども及び市民が子どもの権利を正しく理解するとともに、子どもがその権利を適切に行使し、その権利が侵害された場合等には、速やかに子ども及び市民が相談することができるよう、広報等により普及啓発しなければならない。

2 市は、家庭、子ども関係施設、事業者、地域等において子どもの権利に関する学習等が推進されるよう必要な支援に努め、及び環境の整備に努めなければならない。

3 市は、保護者及び子どもを支援する者その他子どもの権利擁護に職務上関係のある者に対し、子どもの権利及びその擁護についての理解を深めるため、研修等の機会を提供しなければならない。

(意見表明及び社会参加の機会の確保)

第16条 市は、子どもが市の施策に対して意見を表明する機会の確保に努めなければならない。

2 市は、ボランティア活動、国際交流活動その他の子どもが社会参加する機会の確保に努めなければならない。

3 市は、子どもが意見を表明し、又は社会に参加しやすくなるよう、その支援に努めなければならない。

(きたもと子ども会議)

第17条 市長は、市の施策について子どもの意見を求めるため、きたもと子ども会議を設置することができる。

2 きたもと子ども会議は、その主体である子どもが定める方法により、意見をまとめ、市長その他の執行機関に提出することができる。

3 市長その他の執行機関は、きたもと子ども会議から提出された意見を尊重しなければならない。

(虐待、体罰等及びいじめの防止等)

第18条 市は、虐待の防止等のため、必要な体制の整備、関係する機関との連携の強化、研修の実施及び広報その他の啓発に努めなければならない。

2 市は、市の子ども関係施設における虐待及び体罰等を禁止するとともに、その他の子ども関係施設における虐待及び

体罰等の防止に必要な支援に努めなければならない。

3 市は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を実施しなければならない。

4 市は、虐待、体罰等及びいじめの被害者又は発見者が通報又は相談しやすい環境の整備に努めなければならない。

(特別な配慮が必要な子ども及びその保護者に対する支援)

第19条 市は、障害のある子ども、経済的に困窮している家庭の子ども、ひとり親家庭の子ども、本人又は保護者が外国籍の子ども、不登校の子どもその他の特別な配慮が必要な子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、その子ども又はその保護者に対し、必要な支援を行わなければならない。

2 市は、前項に規定する特別な配慮が必要な子どもを把握するため、必要に応じて調査、訪問等を実施するものとする。

(成長及び発達に資する支援)

第20条 市は、子どもの成長及び発達に資する体験及び交流の促進を図るとともに、当該体験及び交流のための場又は機会の提供に努めなければならない。

2 市は、子どもの芸術的又は文化的な活動、運動及び余暇の利用の促進を図るとともに、これらの機会の提供に努めなければならない。

3 市は、家庭及び学校のほか子どもが安心して過ごすことができる場の確保に努めなければならない。

4 市は、子どもが必要かつ適切な医療、福祉及び教育を受けられるよう、子ども又はその保護者に対し、必要な支援を行わなければならない。

第5章 子どもの権利に関する相談及び

救済等

(擁護委員の設置)

第 21 条 市長は、子どもの権利の侵害の防止を図るとともに、権利の侵害から迅速かつ適切にこれを擁護し、及び救済するため、北本市子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」という。)を置く。

(擁護委員の職務)

第 22 条 擁護委員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの権利に関する相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うこと。
- (2) 子どもの権利の侵害からこれを擁護し、若しくは救済するための申立て(以下「救済等の申立て」という。)又は擁護委員の発意に基づき、調査、調整、是正等の勧告又は要請及び制度の改善を求めするための意見表明を行うこと。
- (3) 前号の規定による勧告、意見表明等の内容を公表すること。
- (4) 子どもの権利に関する普及啓発を行うこと。

(擁護委員の責務)

第 23 条 擁護委員は、子どもの権利の擁護者として、公平かつ適切に職務を遂行するとともに、その職務の遂行に当たっては、関係する機関との連携及び協力を努めなければならない。

2 擁護委員は、その職務上の地位を政治的、営利的又は宗教的な目的に利用してはならない。

3 擁護委員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(擁護委員の定数、任期等)

第 24 条 擁護委員の定数は、3 人以内とする。

2 擁護委員は、人格が高潔であり、子どもの権利に関し優れた識見を有する者

であって、かつ、次に掲げる者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱する。

- (1) 弁護士又は司法書士
- (2) 大学の教員
- (3) 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師
- (4) 前3号に掲げる者のほか、子どもの権利擁護に関し実務経験を有するものとして市長が認める者

3 擁護委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 市長は、擁護委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認められる場合又は職務上の義務違反その他擁護委員として明らかにふさわしくない行為があると認められる場合を除いては、その擁護委員を解職することができない。

5 市長は、前項に規定する場合において、その擁護委員を解職しようとするときは、あらかじめ議会の同意を得なければならない。

(擁護委員への協力)

第 25 条 市の機関は、擁護委員の職務の遂行に関し、その独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び援助しなければならない。

2 市の機関以外のものは、擁護委員の職務の遂行に協力するよう努めるものとする。

3 市長は、市の機関以外のものに対し、擁護委員の職務の遂行に協力するよう要請することができる。

(相談及び救済等の申立て)

第 26 条 何人も、次に掲げる子どもの権利に係る事項について、擁護委員に対し、相談及び救済等の申立てを行うことができる。

- (1) 市内に居住する子どもに係るもの

(2) 市内に通勤し、又は市内に通学し、通所し、若しくは入所する子ども（前号に掲げる子どもを除く。）に係るもの（相談又は救済等の申立ての原因となった事実が市内又は当該勤務先、通学先、通所先若しくは入所先の事業活動の中で生じたものに限る。）

2 救済等の申立ては、書面又は口頭で行うものとする。

3 擁護委員は、相談又は救済等の申立てがあった場合において、その内容が第1項各号のいずれにも該当しないときは、適切な機関等に引き継がなければならない。

（調査及び調整）

第27条 擁護委員は、救済等の申立てに係る事実又は擁護委員の発意に基づき取り上げた事案について、調査を行うものとする。

2 擁護委員は、擁護若しくは救済が必要な子ども若しくはその保護者以外の者から救済等の申立てがされた場合において調査を行うとき又は擁護委員の発意に基づき取り上げた事案について調査を行うときは、当該子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、当該子どもの権利が現に侵害されている場合であって、その救済等のため緊急の必要性があると擁護委員が認めるときは、この限りでない。

3 擁護委員は、第1項の調査について、その必要がないと認めるときは、調査を中止し、又は打ち切ることができる。

4 擁護委員は、第1項の調査のため必要があるときは、関係する市の機関に対し、説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地に調査することができる。

5 擁護委員は、第1項の調査のため必要があるときは、子どもの権利の侵害からの擁護又は救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに対し、説明を求め、資料の提出を要求し、その他の協力を求めることができる。

6 擁護委員は、第1項の調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害からの擁護又は救済のため、関係者間の調整を行うことができる。

（調査の対象外）

第28条 擁護委員は、救済等の申立てに係る子どもの権利の侵害が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を行わないものとする。ただし、特別な事情があると認めるときはこの限りでない。

(1) 裁決、判決等により確定した権利関係に関する事案又は裁決、判決等を求め現に係争中の事案に関するものである場合

(2) 擁護委員の行為に関するものである場合

(3) 救済等の申立ての原因となった事実のあった日から10年を経過している場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、救済等の申立ての内容に重大な虚偽のあることが明らかである場合その他調査することが明らかに適当ではないと認められる場合

（勧告等の実施）

第29条 擁護委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告することができる。

2 擁護委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、制度の改善を求めるため

の意見を表明することができる。

3 第1項の規定による勧告又は前項の規定による意見表明を受けた市の機関は、これを尊重しなければならない。

(是正等の要請)

第30条 擁護委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関以外のものに対し、是正等の措置を講ずるよう要請することができる。

(報告及び公表)

第31条 擁護委員は、第29条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による意見表明をしたときは、当該市の機関に対し、その是正等又は改善の措置の状況について報告を求めらるものとする。

2 前項の規定により報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算して60日以内に、擁護委員に対して、その是正等又は改善の措置の状況について報告しなければならない。

3 擁護委員は、第29条第1項の規定による勧告若しくは同条第2項の規定による意見表明をしたとき、又は前項の規定による報告があったときは、その内容を公表することができる。

4 擁護委員は、前項の規定による公表をするに当たっては、個人情報等の保護について十分な配慮をしなければならない。

(結果等の通知)

第32条 擁護委員は、第27条第1項の規定による調査を実施し、これを第29条から前条までの規定により処理したときは、処理の概要を次の各号に掲げる者に対し、速やかに通知しなければならない。第27条第3項の規定により調査を中止し、又は打ち切ったときも同様とする。

(1) 救済等の申立てを行った者

(2) 第27条第2項の同意を得た者  
(活動状況の報告等)

第33条 擁護委員は、毎年度、その活動状況について、市長に報告するとともに、これを公表するものとする。

(相談員)

第34条 市長は、擁護委員の職務の遂行を補佐するため、相談員を置く。

2 相談員は、人格が高潔であり、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 相談員は、子どもの代弁者として、子どもの気持ち及び思いを丁寧に聴くとともに、子どもの主体性が尊重されるよう、必要な助言その他の援助を行うものとする。

4 第23条の規定は、相談員について準用する。

第6章 子どもの権利に関する施策の総合的な推進と検証

(行動計画)

第35条 市は、子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、北本市子どもの権利に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市は、行動計画を策定するに当たっては、子ども及び市民の意見を聴くとともに、北本市子どもの権利委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴くものとする。

3 市は、行動計画及びその実施状況を公表するものとする。

4 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(子どもの権利委員会)

第36条 市長は、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの

権利の保障の状況を検証するため、委員会を置く。

2 委員会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10人以内とする。

3 委員は、人権、福祉、教育その他子どもの権利に関する分野において優れた識見を有する者並びに子ども及び市民のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

5 委員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会の職務)

第37条 委員会は、市長その他の執行機関の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 行動計画に関すること。
- (2) 子どもの権利に関する施策の実施状況に関すること。
- (3) 子どもの権利の保障の状況の検証に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、子どもの権利に関する施策の充実に関すること。

2 委員会は、必要があるときは自らの判断で、前項に掲げる事項に関して調査

審議することができる。

3 委員会は、前2項に規定する調査審議を行うに当たり、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、必要な資料の提出を求め、又は出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(答申等)

第38条 委員会は、前条の調査審議の結果について、市長その他の執行機関に答申等をするものとする。

2 市長その他の執行機関は、委員会から答申等を受けたときは、その内容を速やかに公表しなければならない。

3 市長その他の執行機関は、委員会からの答申等を尊重し、必要な措置を講じなければならない。

第7章 雑則

(財政上の措置)

第39条 市は、子どもの権利に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。

(委任)

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。



## 北本市子どもの権利に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北本市子どもの権利に関する条例（令和4年条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 条例第2条第1号に規定するこれと等しく権利を認めることが適当である者とは、年齢が18歳で、子ども関係施設に入所し、通所し、又は通学する者をいう。

(きたもと子ども会議)

第3条 条例第17条第1項に規定するきたもと子ども会議(以下「子ども会議」という。)の委員は、市長が任命する。

2 市長は、子ども会議の委員の候補者を公募するものとする。

3 子ども会議の委員は、議長の選出の方法、議事の進行の方法、採決の方法、意見の提出の方法及び意見をまとめ市長その他の執行機関に提出するための方法を定めるものとする。

4 子ども会議の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

5 この条に定めるもののほか、子ども会議に関し必要な事項は、子ども会議の委員が協議して定める。

(代表擁護委員)

第4条 北本市子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」という。)のうち1人を代表擁護委員とし、擁護委員の互選によりこれを定める。

2 代表擁護委員の職務は、次のとおりとする。

(1) 次条に規定する擁護委員会議の招集、議事運営等に関すること。

(2) 擁護委員相互の連絡調整に関するこ

と。

3 代表擁護委員に事故があるとき又は代表擁護委員が欠けたときは、あらかじめ次条に規定する擁護委員会議で定める擁護委員が、その職務を代理する。

(擁護委員会議)

第5条 次の事項を処理するため、擁護委員会議を設置する。

(1) 条例第22条に規定する職務の調整等に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、擁護委員が必要と認めること。

2 前項に定めるもののほか、擁護委員会議に関し必要な事項は、擁護委員が協議して定める。

(口頭による申立ての手續)

第6条 擁護委員又は条例第34条に規定する相談員は、口頭による救済の申立てを受けた場合は、口頭による救済に係る記録を作成しなければならない。

(身分証明証の提示)

第7条 条例第27条第4項又は第5項に規定する説明要求等は、擁護委員が行うものとし、その身分を証する証票を携帯し、関係人等に求められたときは、それを提示しなければならない。

2 相談員は、前項に規定する説明要求等を行う擁護委員の補佐をするときは、その身分を証する証票を携帯し、関係人等に求められたときは、それを提示しなければならない。

(活動状況の報告)

第8条 条例第33条に規定する報告は、次の事項に関し、一の擁護委員につき、報告書その他これに類する書類を作成し、市長に報告するものとする。

(1) 擁護委員が受け付けた相談及び申立

てに関する概要

(2) 擁護委員が実施した調査に関する概要

(3) 擁護委員が実施した助言その他の援助、調整、是正等の勧告又は要請の概要及び措置等の報告に関する概要

(4) 前3号に掲げるもののほか、擁護委員会議において市長に報告することが必要と認められること。

(北本市子どもの権利委員会の委員長及び副委員長)

第9条 北本市子どもの権利委員会（以下「委員会」という。）に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員会の委員）

第10条 条例第36条第3項に規定する人権、福祉、教育その他子どもの権利に関する分野において優れた識見を有する者は、次に掲げる者とする。

(1) 大学の教員

(2) 関係行政機関の職員

(3) 関係団体を代表する者

（委員会の会議等）

第11条 委員会の会議は、委員長が招

集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

（公表）

第12条 条例第31条第3項、第33条、第35条第3項及び第38条第2項の規定による公表は、北本市公式ホームページへの掲載及び市政情報コーナーにおける閲覧による方法により行うものとする。

（通知等の方法の特例）

第13条 擁護委員は、申立人から希望があった場合であって、擁護委員が適切と認めるときは、この規則に定める様式によらないで通知等を行うことができる。

（文書等の様式）

第14条 条例の施行のため必要な文書の様式は、別表に掲げるところによるものとする。

（委任）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

別表（第14条関係）

様式番号	文書の種類
1	子どもの権利侵害救済等申立書（条例第26条第2項の申立書）
2	口頭申立記録書（条例第26条第2項の口頭申立記録書）
3	相談及び救済等の申立て引継通知書（条例第26条第3項の通知書）
4	同意書（条例第27条第2項の同意書）
5	調査中止（打切）通知書（条例第27条第3項の通知書）

6	説明要求等通知書（条例第27条第4項の通知書）
7	説明要求等依頼書（条例第27条第5項の依頼書）
8	身分証明証（第7条の身分証明証）
9	是正勧告書（条例第29条第1項の勧告書）
10	意見書（条例第29条第2項の意見書）
11	是正等要請書（条例第30条の要請書）
12	是正等又は改善の措置の状況についての報告要求書（条例第31条第1項の要求書）
13	是正等の措置についての報告書（条例第31条第2項の報告書）
14	是正勧告通知書（条例第32条の通知書）
15	意見表明通知書（条例第32条の通知書）
16	是正要請通知書（条例第32条の通知書）
17	是正等の報告通知書（条例第32条の報告書）
18	活動報告書（条例第33条の報告書）

## 北本市子どもの権利擁護委員名簿

職 名	氏 名	役 職 等	任 期
北本市子どもの権利 擁護委員	原 田 茂 喜	弁護士（埼玉弁護士会）	第1期 令和4年10月1日から 令和6年9月30日まで
			第2期 令和6年10月1日から 令和8年9月30日まで
	安 ウンギョン	東洋大学 教員 （～令和5年3月） 平成国際大学 教員 （令和5年4月～）	第1期 令和4年10月1日から 令和6年9月30日まで
			第2期 令和6年10月1日から 令和8年9月30日まで



令和6年度  
北本市子どもの権利擁護委員活動報告書  
令和7年9月 発行

北本市子どもの権利擁護委員  
北本市子どもの権利相談「とまちゃんち」  
〒364-8633 北本市本町1丁目111番地  
北本市役所 総務部 人権推進課内  
電 話 048-590-5011  
フリーダイヤル 0120-0874-56